

議案第 5 3 号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
杉並区立済美教育センター条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「杉並区永福四丁目 2 5 番 7 号」を「杉並区堀ノ内二丁目 5 番 2 6 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

済美教育センターの位置を変更する必要がある。

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(設置) 第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区堀ノ内二丁目5番26号</u>に設置する。 2 略	(設置) 第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区永福四丁目25番7号</u>に設置する。 2 略